

第19回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和5年11月9日（木）

保健文化センター 視聴覚室

第19回大網白里市農業委員会総会議事録

- 1、開催日時 令和5年11月9日(木)
- 2、開催場所 保健文化センター 視聴覚室
- 3、招集者 大網白里市農業委員会会長 内山 充 弘
- 4、出席委員(16名)

1番 平 賀 久 雄	2番 齊 藤 義 信
3番 小 川 一 成	4番 宍 倉 喜 八 郎
6番 増 田 健 二	7番 平 賀 武
8番 加藤岡 一 弘	9番 内 山 充 弘 (会長)
10番 中 村 和 敏	11番 川 嶋 一 美
12番 板 倉 小百合	13番 内 海 亮 一 (会長職務代理者)
14番 梅 原 英 男	15番 齋 藤 重 幸
16番 鶴 澤 英 夫	17番 今 関 喜 明
- 5、欠席委員(1名)

5番 川 寄 篤 之

- 6、議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(整理番号1)
 - 第4 議案第2号 買受適格証明願(農地法第3条)について
(整理番号1～5)
 - 第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
(整理番号1)
 - 第6 議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
(利用権設定)
 - 第7 報告第1号 軽微な農地改良の届出について
(整理番号1～3)
 - 第8 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
(整理番号1～3)

第9 報告第3号 千葉地方裁判所からの照会について
(整理番号1)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	野口裕之	主査	千葉利憲
主任書記	戸田久子	主任書記	長谷川聡彦
書記	谷口智		

◎開 会

○議長 ただいまより、第 19 回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17 名中、16 名で定足数に達しておりますので、第 19 回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

なお、本日は、川寄篤之委員から所用のため、欠席の旨連絡がありましたことを報告いたします

(午後 3 時 1 2 分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、加藤岡一弘委員及び川嶋一美委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第 2、会議書記の指名は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

◎議案第 1 号 (整理番号 1)

○議長 続きまして、日程第 3、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局から議案第 1 号、整理番号 1 について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の 1 ページをご覧ください。

整理番号 1、申請地は、四天木字南新地、地目 田の 1 筆、面積 264 平方メートルを売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の①をご覧くださいまして、真ん中より右下の方に 1-1 と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料 1 ページから 4 ページまでにな

ります。

なお、整理番号1の権利者における農業従事日数及び農業機械の保有状況などにつきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、川嶋一美委員、お願いいたします。

○川嶋委員 議案第1号、整理番号1についてのご報告をします。

申請理由は、事務局、説明のとおりです。

11月2日に義務者、権利者と話を聞きました。

本件について、間違いのないとのことでした。

義務者、権利者は近隣で、以前より義務者の田は権利者が耕作していましたが、これからも義務者の方には耕作する者はいないために、権利者に売買の話をしたそうです。

権利者は経営規模の拡大を図っており、申請地は自作地に隣接していて、耕作上の利便もよく、自宅からも近く耕作しやすいため、今回の申請に至ったとのことでした。

権利者は認定農業者で機械設備は揃っており、問題はないと思いますが、委員の皆様の慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第1号の整理番号1に対する質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は原案のとおり許可することに決定いたし

ます。

◎議案第2号（整理番号1～5）

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号、買受適格証明願（農地法第3条）についてを議題とします。

事務局から議案第2号、整理番号1から5について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の2ページをご覧ください。

本案件は、農地として利用する目的で、東京国税局の公売に参加するにあたり、買受適格証明願が提出されたものでございます。

本、買受適格証明願につきましては、農地法第3条の審査基準と同等の審議を行ったうえで許可の見込みがある場合に買受適格証明書を交付することになります。

その後、公売農地を落札された方は、落札者になったことを証する書面を添えて、農地法第3条の申請を行い、許可を受ける必要があることを申し添えます。

整理番号1、申請地は、金谷郷字中府中、地目 田の2筆、面積5,170平方メートルでございます。

申請者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、真ん中より左下の方に2-1と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料5ページから12ページまでになります。

次に、整理番号2、申請地は、金谷郷字下府中、地目 田の1筆、面積712平方メートルでございます。

申請者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、真ん中よりやや右下の方に2-2と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料13ページから19ページまでになります。

次に、議案書の3ページをご覧ください。

整理番号3、申請地は、金谷郷字山中、地目 田の1筆、面積1,123平方メートルでございます。

申請者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、真ん中より左下の方に2-3と

示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料 20 ページから 25 ページまでになります。

次に、整理番号 4、申請地は、金谷郷字中府中、地目 田の 2 筆、面積 6,608 平方メートルでございます。

申請者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、真ん中よりやや左下の方に 2-4 と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料 26 ページ、27 ページ及び 30 ページから 35 ページまでになります。

次に、議案書の 4 ページをご覧ください。

整理番号 5、申請地は、金谷郷字中府中、地目 田の 2 筆、面積 6,608 平方メートルでございます。

申請者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、真ん中よりやや左下の方に 2-5 と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料 28 ページから 35 ページまでになります。

なお、整理番号 1 から 5 の申請者における農業従事日数及び農業機械の保有状況などにつきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号 1 から 5 の案件につきましては、一括して、平賀久雄委員、お願いいたします。

○平賀（久）委員 それでは、議案第 2 号、整理番号 1 から 4 について、申請者が同一人であることから、一括して調査報告を申し上げます。

内容については、事務局説明のとおりでございます。

11 月 3 日に伊藤推進委員と申請者宅に伺い、聞き取り調査を行いました。

お話によりますと、東京国税局の公売公告に自宅付近の農地が 4 ヶ所ありましたので、経営規模拡大するため、買い受けの入札をしたいと思い、買受適格証明の申請となりましたとの回答を得ました。

申請した田は、いずれも今年、耕作したので、支障のない状況です。

申請者は、認定農業者ではありませんが、農機具等もそろっており、親子で意欲的に農業に取り組んでいることから、何ら問題はないと思われます。

皆様の慎重審議、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第2号、整理番号5について、調査報告いたします。

内容については、事務局説明のとおりでございます。

11月3日に申請者宅に伺い、申請者の娘でもある、代理人に聞き取り調査を行いました。

東京国税局の公売公告に自宅近くの農地があり、幹線道路に近く、面積も広いので耕作しやすいと思い、公売に参加するため、買受適格証明の申請となり、耕作については、母親と一緒にいき、田植えと稲刈りは部分的に作業を委託しますとの回答を得ました。

申請した田は、今年、耕作したので、支障のない状況です。

申請者は親子で農業に取り組んでおり、問題はないと思われますが、皆様の慎重審議、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から5について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第2号の整理番号1から5に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

議案第2号、整理番号1について、買受適格証明書を交付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は、買受適格証明書を交付することに決定いたします。

次に、議案第2号、整理番号2について、買受適格証明書を交付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号2は、買受適格証明書を交付することに決定いたします。

次に、議案第2号、整理番号3について、買受適格証明書を交付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号3は、買受適格証明書を交付することに決定いたします。

次に、議案第2号、整理番号4について、買受適格証明書を交付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号4は、買受適格証明書を交付することに決定いたします。

次に、議案第2号、整理番号5について、買受適格証明書を交付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号5は、買受適格証明書を交付することに決定いたします。

◎議案第3号(整理番号1)

○議長 続きまして、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局から議案第3号、整理番号1について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の5ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、駒込字南柳島、地目 畑の1筆、面積1,118平方メートルの一部に賃借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について、引き続き、一時転用しようとするものでございます。

転用面積は、0.362平方メートルであります。

権利者及び義務者は、議案書のとおりです。

申請位置は、別添資料の図面の③をご覧くださいまして、真ん中より下付近に3-1と示す箇所であります。計画の詳細は、別添の詳細資料、36ページから55ページまでとなります。

計画の概要は、太陽光パネルを張るための支柱60本を設置するものでございます。

事業を行う理由は、申請地を借受け、引き続き、太陽光発電事業を行うために計画された
とのことであります。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準であります。

申請地は、農振農用地区域内に該当しております。

農用地区域内の農地は、原則として許可することができない農地ではありますが、例外許可
として、営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば3年以内の一時転
用を許可することができ、更新も可能であります。

その要件といたしましては、簡易な構造で容易に撤去できること、太陽光パネルの角度や
間隔は農作物の生育に適した日照量を保った設計であり、支柱の高さや間隔は、農作業に必
要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること、下部の農地
における単収が、同じ地域の平均的な単収と比較しておおむね2割を超える減少が見込まれ
ないこと、当該設備を撤去するのに必要な資力があること、などになります。

さらに、この一時転用を許可する際には、営農の適切な継続が確保されることとして、生
産された農作物の状況を毎年報告するほか、営農が行われない場合または営農型発電設備事
業を廃止する場合は、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することがで
きる状態に回復すること、などの条件を付することとされております。

本申請は、直径76ミリメートルの支柱を3.2メートル間隔に立てて、太陽光パネルを張
るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量や農業機
械の利用が可能な空間が確保されているものと思われれます。

続きまして、一般基準であります。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を借入金で賄う資
金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないもの
と考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、太陽光パネル等の下部
で営農を継続されることから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

次に、営農計画につきましては、営農者において、太陽光発電設備を設置する農地と残り
の農地を合せて、ブルーベリーの作付を予定されており、太陽光発電設備を設置する農地の
単収は、地域の平均的な単収と比較して2割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的基準及び営農型太陽光発電設備の設

置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、平賀武委員、お願いいたします。

○平賀（武）委員 それでは、議案第3号、整理番号1について、調査報告をいたします。

今、事務局からお話がありましたように、この案件は営農型太陽光発電施設用地の一時転用の再更新の申請です。

細かい内容につきましては、事務局の説明があったとおりでございます。

11月4日、内海委員と私で現地にて、義務者から話を伺いました。

今回は、一時転用の再更新ということで、申請に間違いなく、特に問題はありませんというものであります。

現地は綺麗に草刈がされており、いつでも耕作できる状態になっておりました。

権利者は遠方のため、電話で話を伺いました。

申請のとおり、間違いありませんので、よろしくをお願いいたしますということでございました。

また、パネル下の作付につきましては、営農者に電話で伺いました。

今まではサツマイモを作付しておりましたが、苗を購入するのが非常に困難になってしまったことと、これからブルーベリーを作付しようと思いますが、それは半日陰でも、生育に影響がなく、価格的に有利性が高いためという説明でありました。

特に問題ないと思いますが、皆様方の慎重な審議、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第3号、整理番号1について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第3号、整理番号1に対する質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第3号、整理番号1について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手を

お願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1は、原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

よって、議案第3号、整理番号1につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

◎議案第4号（利用権設定）

○議長 続きまして、日程第6、議案第4号、大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題とします。

なお、整理番号11は、農地中間管理事業による利用権設定になります。

それでは、事務局から議案第4号の整理番号1から11について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の6ページをご覧ください。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の7ページ、利用権設定総括表をご覧ください。

利用権の設定を受ける者は9人、利用権の設定をする者は11人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が51筆で、面積56,103.43平方メートル、畑が3筆で、面積7,463平方メートル、田と畑の合計面積は、63,566.43平方メートルでございます。

次に、議案書の8ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の9ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約種別及び件数は、新規が7件、更新が4件の合計11件でございます。

整理番号1から11の所在地名の大字、地目及び筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、金谷郷、田が1筆、1,962平方メートル、6年、物納、10アール当たり、コ

シヒカリ 1 等米 90 キログラム、新規。

整理番号 2、金谷郷、田が 6 筆、4,265.5 平方メートル、6 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米 90 キログラム、新規。

次に、議案書の 10 ページをご覧ください。

整理番号 3、富田、田が 5 筆、5,008 平方メートル、3 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米 60 キログラム、更新。

整理番号 4、清名幸谷、田が 12 筆、8,414.93 平方メートル、1 年、金納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米 90 キログラム相当額、更新。

次に、議案書の 11 ページをご覧ください。

整理番号 5、金谷郷、畑が 2 筆、5,398 平方メートル、10 年、金納、10 アール当たり、2,000 円、更新。

整理番号 6、星谷、田が 2 筆、4,215 平方メートル、6 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米 60 キログラム、新規。

次に、議案書の 12 ページをご覧ください。

整理番号 7、大網、田が 5 筆、5,303 平方メートル、10 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米 60 キログラム、新規。

整理番号 8、大網、田が 9 筆、9,486 平方メートル、5 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米 60 キログラム、新規。

次に、議案書の 13 ページをご覧ください。

整理番号 9、永田、畑が 1 筆、2,065 平方メートル、6 年、金納、10 アール当たり、15,000 円、更新。

整理番号 10、神房、田が 1 筆、4,152 平方メートル、10 年、物納、10 アール当たり、米 60 キログラムと水利費、新規。

次に、議案書の 14 ページをご覧ください。

整理番号 11 は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 の規定に基づく農用地利用集積計画でございます。中間管理機構が賃借権の設定等を受ける農用地等を同時に賃借権の設定等する場合には、農用地利用配分計画によらず、当該賃借権の設定等を行うことができることとされております。

また、同条第 3 項第 4 号の規定に基づく農地中間管理機構の公益社団法人千葉県園芸協会において千葉県知事と協議を諮り、同意が得られておりますことを申し添えます。

整理番号 11、桂山、九十根、田が 10 筆、13,297 平方メートル、10 年、物納及び金納、全面積でコシヒカリ 1 等米、798 キログラムの内、300 キログラムは物納、498 キログラム分は金納、新規。

なお、整理番号 1 から 11 の借受人につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の利用権設定案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

なお、更新契約の利用権設定案件及び整理番号 11 につきましては、貸付人、借受人、公益社団法人千葉県園芸協会及び市農業振興課の 4 者により、農地の貸し借りについて、すでに確認されており、農業委員等による調査は不要であるとの申し合わせが行われておりますので、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号 1 から 2 の案件につきましては、一括して、平賀久雄委員、お願いいたします。

○平賀（久）委員 それでは、議案第 4 号、整理番号 1 と 2 について、一括して調査報告を申し上げます。

1 と 2 は、合わせて 7 筆ありますが、現状は 1 枚の田となっております。

貸付人の 1 と 2 は、親子でございます。

借受人については、同一人であります。

整理番号 1 の貸付人は、遠方のため電話で確認したところ、貸付については、父親に依頼してあるので、父親に聞いてくださいということであったので、11 月 3 日に伊藤推進委員と整理番号 1 の貸付人の父でもあり、整理番号 2 の貸付人にお話を聞いたところ、高齢となり、耕作面積を減らそうと思ひ、以前から作業委託をさせていただいている借受人に話したところ、快く引き受けてもらえましたとのことであります。

同日、借受人に話を聞いたところ、間違いのないということであります。

農機具等もそろっており、意欲的に農業に取り組んでいることから、何ら問題はないと思ひます。

皆様の慎重審議、よろしくお願ひいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号6の案件につきましては、今関喜明委員、お願いいたします。

○今関委員 それでは、整理番号6の調査報告をいたします。

11月4日、小倉推進委員と借受人宅に伺い、お話を伺って参りました。

貸付人には、電話での確認となりました。

今回のこの申請の土地に関しては、貸付人が体調を崩したということで、借受人にお願いしたということです。

借受人は、認定農業者であり、地区の若きリーダーでもあります。

何ら問題はないと思いますが、慎重審議、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号7から8の案件につきましては、一括して、小川一成委員、お願いいたします。

○小川委員 それでは、整理番号7及び8について、借受人が同一人のために、調査報告については一緒に申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

11月5日に加藤推進委員と借受人、貸付人宅を訪問し、確認を行いました。

なお、借受人につきましては、認定農業者で農機具もすべてそろっています。

まず、整理番号7についてですが、申請地は借受人が以前から貸付人から依頼されて耕作を行ってききましたけども、今回、正式に借受人、貸付人の間で利用権の設定を行うために申請を行ったということです。

申請地については、綺麗に管理されております。

続いて、整理番号8ですが、貸付人は高齢になり、現在の規模を維持するのが難しくなってきたので、家族で話し合い、規模の縮小を行うことにしたとのことです。

以前からの知り合いであり、借受人が耕作地が隣ということで、合わせて耕作をしてもらいたいとお願いしたところ、引き受けてもらえるとのことで今回の申請に至っております。

申請地は綺麗に管理されており、両案件とも問題はないと思われそうですけども、慎重なるご審議のほどお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号10の案件につきましては、平賀武委員、お願いいたします。

○平賀（武）委員 それでは、議案第4号、整理番号10について、調査報告を申し上げます。

内容は、事務局説明のとおりでございます。

11月5日、菅谷推進委員と武田推進委員と私の3人で現地にて、貸付人と一緒に話を伺いました。

貸付人は、年齢のことや農業機械も古くなり更新ができない。また、家庭の事情もあり、意欲がなくなってきたので、利用権を設定して借受人に計画書のとおり、耕作を依頼したということでした。

借受人は、認定農業者でもあり、農事組合法人でもあるので、問題は特にないと思われませんが、皆様方の慎重なご審議、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1から11について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにないようですので、これにて整理番号1から11に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第4号、整理番号1から11について、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第4号、整理番号1から11について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号、整理番号1から11の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

◎報告第1号～報告第3号

○議長 続きまして、日程第7、報告第1号、軽微な農地改良の届出について、日程第8、報告第2号、農地の転用事実に関する照会について、日程第9、報告第3号、千葉地方裁判所からの照会についてを一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号について、ご説明いたします。

議案書15ページから16ページをご覧ください。

軽微な農地改良の届出は3件でございます。

各、土地の所在地、土地所有者につきましては、議案書に記載のとおりであり、農地を盛土後、耕作しようとするものでございます。

届出書類は調べておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号について、ご説明いたします。

議案書の17ページから18ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会は3件でございます。

法務局から照会のありました農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から4列目、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

議案書の19ページをご覧ください。

千葉地方裁判所から、農地等の現況に係る照会は1件でございます。

裁判所から照会のありました農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

裁判所には、表の左から7列目、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第3号の説明がありました。ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見ともないようですので、これにて、日程第7から日程第9の報告事項を終了いたします。

この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

事務局、どうぞ。

○事務局 それでは、事務局から、農業委員の皆様は4点、推進委員の皆様は3点、クリップどめの配布資料につきまして、説明がでございます。

まず、1点目は、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員選出地区一覧表。

2点目は、第23期大網白里市農業委員会委員名簿、後期。

3点目は、第23期大網白里市農地利用最適化推進委員名簿、後期。

最後、4点目は、大網白里市農業委員会農地、農政部会名簿で、農業委員の皆様のみとなります。

以上の4点または3点につきましては、先月31日開催の農業委員会役員会において、承認または決定いたしましたことから、お配りしておりますので、後程、お目通しくださるようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの事務局からの連絡事項について、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

他にございませんか。

板倉委員、お願いします。

○板倉委員 お疲れ様でございます。

私の方からは、ご報告とお願いがございます。

先月12日、令和5年度千葉県女性農業委員の会の山武、匝瑳地区の研修会を事務局とともに参加いたしました。

今年の研修会は、芝山町の開催で、内容といたしましては、空の駅風和里しばやまから始まりまして、ひこうきの丘に行きまして、成田空港周辺にある種苗会社のは場見学、最後に酪農農家の牛舎見学を視察して参りました。

この会は毎年、市町村で開かれておりますが、来年、大網白里市が研修会の当番となります。何分、私、女性農業委員1人ですので、内山会長をはじめ、委員の皆様のお世話になることもあると思いますが、皆様よろしくご協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

○議長 他にないようでございますので、以上で、本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第 19 回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3 時 5 8 分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年11月9日

農業委員会会長 内山 充弘

署名委員 加藤 剛一

署名委員 川嶋 一美